

●要介護1～5の人が利用できる在宅のサービス（介護サービス）

自宅を訪問してもらう	訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。
	訪問入浴介護 移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。
	訪問リハビリテーション リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。
	居宅療養管理指導 医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが訪問し、服薬や食事などの療養上の管理・指導をします。
	訪問看護 看護師などが訪問し、医師の指導のもと、療養上の管理や手当てを行います。
施設に通う	通所介護(デイサービス) デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練等が、日帰りで受けられます。
	通所リハビリテーション(デイケア) 指定施設で、機能訓練等が日帰りで受けられます。
施設に泊まる	短期入所生活介護(ショートステイ) 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護(医療型ショートステイ) 介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
その他	特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどに入所している人が、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

●要介護1～5の人が利用できる施設のサービス（介護サービス）

施設に入所	介護老人福祉施設 つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事、入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。
	介護老人保健施設 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。
	介護療養型医療施設 急性期の治療が終わり、症状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などを受けられます。 ※施設サービス費の1割のほか、居住費・食費・日常生活費の合計が自己負担となります。

●要介護1～5の人が利用できる地域密着型サービス

白井市の住民を限定として利用できる	小規模多機能型居宅介護 小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事・入浴などの介護や支援が受けられます。
	認知症対応型通所介護 認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援・機能訓練を日帰りで受けられます。
	認知症対応型共同生活介護 認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で食事・入浴などの介護や支援・機能訓練が受けられます。
	地域密着型介護老人福祉施設サービス 常に介護が必要で自宅では介護ができない人を対象として、定員30人未満の小規模な施設で食事・入浴などの介護や健康管理を受けられます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護 定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
	夜間対応型訪問介護 ヘルパーによる夜間の定期巡回や、緊急時に対応できるように24時間体制での随時訪問を行います。

●要介護1～5のが利用できる福祉用具貸与・購入

福祉用具貸与・購入	福祉用具貸与
	<p>日常生活の自立を促進するための福祉用具を貸与を受けます。次の12種類が貸し出しの対象となります。</p> <p>※要介護1の方については、原則として利用できる品目が⑨～⑫に限られます。</p> <p>①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知器 ⑧移動用リフト(つり具部分を除く) ⑨手すり ⑩スロープ ⑪歩行者 ⑫歩行補助つえ</p> <p>※千葉県の指定を受けた特定福祉用具貸与事業者からの貸し出しに限ります。</p>
	特定福祉用具購入
	<p>排泄つや入浴などに使用する福祉用具を購入した場合、10万円を上限額として購入費の9割を支給します。(毎年4月1日から1年間)。支給対象となるのは次の5品目です。</p> <p>①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③特殊尿器 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具部分</p> <p>※千葉県の指定を受けた特定福祉用具販売事業者からの購入に限ります。</p>

●要介護1～5の人が利用できる住宅改修

住宅改修	居宅介護住宅改修
	<p>生活環境を整えるための小規模な住宅改修の改修工事を行った際に、20万円を上限額として費用の9割を支給します。</p> <p>※工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口にも必ず相談しましょう。</p> <p>介護保険の対象となる工事は次の通りです。</p> <p>①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事</p>